

農業委員会だより

第111号

鳥取市の農業

農家戸数 5,677 戸

農地面積 4,274ha

2020 年農林業センサス

— とっとり市 —

令和 7 年 10 月 発行 ・ 鳥取市農業委員会

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 ☎(0857) 30-8482

鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>



農地パトロール実施中

農業委員会では毎年度、農地パトロール（農地利用状況調査）を行っています。（関連記事 2 ページ）

も く じ

- 農地パトロールと利用意向調査について … 2
- 家族経営協定の調印式 …………… 2
- 農地の売買・転用などには手続きが必要です … 3
- もしも、クマに遭遇した時は？！ …………… 4
- 農家相談会のお知らせ …………… 5
- 農業者年金 …………… 5
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集 … 6



家族経営協定を締結した田中家の皆さん
（前列中央 3 名）（関連記事 2 ページ）

農地パトロールと利用意向調査について

農地パトロール（利用状況調査）

農地の利用促進のため、毎年7～10月に市内全域の農地を対象として農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

遊休農地を確認した場合、その所有者等に対して、農地としての利用をお願いするとともに、農地の有効利用を進めるため「利用意向調査」を実施します。

利用意向調査

農地パトロール実施後、遊休農地の所有者等に対して、今後の農地の利用意向について文書を送付しています。以下の①～④のいずれかを選んで回答していただきます。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①農地中間管理機構に貸し付ける | ③自ら買い手または借り手を見つける |
| ②自ら耕作する | ④そ の 他 |

※遊休農地とは

- 過去1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地（作物が作付けされていなくても維持管理がなされていれば遊休農地ではありません）
- 周辺の農地と比べて著しく利用の程度が低い農地

家族経営協定の調印式

5月30日、鳥取市役所本庁舎にて、佐治町の田中敏文さん、妻の田中みな子さん、子のゆかりさんの家族経営協定調印式が行われました。

家族経営協定とは、家族の十分な話し合いにより、農業経営の方針や一人ひとりの役割、働きやすい就業環境について取り決めるものです。

田中家は、佐治町で梨栽培を中心とした農業経営を行っており、長年にわたり家族で助け合いながら営農に励んでこられました。このたび、子のゆかりさんが将来の経営継承を見据えて親元就農し、研修生として本格的に農業に取り組むこととなったことから、健康でゆとりのある暮らしを実現しながら、農業を次の世代につなげていくことを目的に協定を締結されました。

調印式では、敏文さんが「農業は楽しくやらないといけない。これからも色々な知恵やご意見を貸してもらいたい」と周囲への感謝と今後への意欲を語りました。また、みなさんは「ゆかりと一緒に作業ができてすごく楽しい」と笑顔を見せ、家族での共同作業の喜びを語りました。ゆかりさんは「一日でも早く仕事を覚えて、日々相談しながら両親とやっていきたい」と力強く抱負を述べ、次世代の担い手としての決意を示しました。

調印式を通じて、田中家の今後家族一丸となって経営に取り組みたいという強い思いが伝わる、温かいひとときとなりました。今後、家族経営協定の締結を契機に、田中家の農業経営がますます発展することが期待されます。

農地の売買・転用などは許可を受けてください！

農地所有者が、農地を農地として売買や贈与等するとき	農地所有者が、農地を農地以外に転用するとき	農地所有者が、農地を農地以外に転用する目的で、売買や貸借するとき
第3条申請	第4条申請	第5条申請
◆農地を、耕作目的で売買する場合は、農業委員会の「許可」が必要です。 ◆購入者が自ら耕作をしない場合や資産保有、投資目的の売買、農地に関する法律に違反している場合は、農地法に基づき許可されません。	◆農地を住宅・車庫・駐車場・工場・倉庫・資材置場・山林など、農地以外のものに用途を変更する場合は、農業委員会の「許可」が必要です。 ◆転用申請では、農地法に基づき次のような項目を審査します。 ・転用目的の妥当性 ・転用面積の適正性 ・周辺農地に与える影響 ・転用の確実性 ・関係権利者の同意 ・他法令等の許可の見込みなど	

自分の農地であっても無断で転用することは違反です！

◎農地の無断転用とは……

農地を住宅や建物敷地、駐車場、資材置場、残土捨て場、植林などの用地として、許可を受けずに転用することは法律違反です。

※無断転用の例：家を建てた、駐車場にした、資材置場や残土捨て場にした など

◎許可を受けずに転用すると……

許可を受けずに転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用しない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の措置命令がされる場合があります。

これに従わない場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科せられる場合があります。

鳥取市農業委員会の審議状況

		第3条申請 農地の耕作目的での 売買・贈与等	第4条申請 農地の転用 (所有者自ら行う場合)	第5条申請 農地の転用（所有者以外の者が 買ったり、借りたりして行う場合）
令和5年度	件数	63	8	43
	面積(a)	1,685	29	196
令和6年度	件数	89	13	39
	面積(a)	1,758	41	248



1. クマ等に遭遇したら

- まず落ち着く（大声を出さない）。
- クマ等と出会った場合は、視線をそらさず、ゆっくり後退して、その場を去る。
- 建物、車内へ避難する。
- クマ等を目撃したら、**最寄りの警察署か、下記の連絡先**まで、ご連絡ください。

鳥取市（代表番号）	0857-22-8111
鳥取県鳥獣対策課	0857-26-7872

【お問合せ先】

鳥取市農林水産部農政企画課鳥獣対策係

2. クマ等の出没を防ぐために

- 誘引物（生ゴミ、廃棄野菜・果実、食料品、ペットフード等）を屋外、田畑に放置しない。
- 山林近くでは、夕方から早朝にかけての一人での外出は避ける（散歩、ランニング等）。
- 山林近くでは、クマ鈴やラジオで音を出しながら行動する（クマが人の接近を察知して避けます）。
- 柿や栗の収穫は早めに行うなど、利用しないものは除去する。
- 果樹園には、電気柵を適切に設置・運用する。



農家相談会のお知らせ

農業委員会では、次のとおり農家相談会を開催します。相談希望の方は、相談日の1週間前までに農業委員会事務局、JA鳥取いなば各支店（鳥取地域）、各総合支所産業建設課にお申し込みください。

【時間】 午後1時30分～午後4時

【内容】 農地の売買、貸借、転用、
農業者年金 など

とき	ところ
11月4日(火)	JA鳥取支店
11月5日(水)	JA邑美支店
11月6日(木)	JAせんだい支店
11月7日(金)	JA高草支店
11月10日(月)	JA湖南支店
11月12日(水)	JA湖東支店
11月13日(木)	国府町総合支所
11月14日(金)	福部町総合支所
11月17日(月)	河原町総合支所
11月18日(火)	用瀬町総合支所
11月19日(水)	佐治町総合支所
11月20日(木)	気高町総合支所
11月25日(火)	鹿野町総合支所
11月26日(水)	青谷町総合支所

将来の安心を支える — 農業者年金

～農業を続けるあなたに、国が応援する年金制度です～

◇農業者年金とは

国民年金に上乘せして受給できる、農業に従事する方のための公的年金制度です。将来の生活を安定させる仕組みとして、多くの農業者に利用されています。

◇加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事
- ②20歳以上65歳未満（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）
- ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）

◇特徴とメリット

節 税 効 果

掛金は全額所得控除で
大きな節税に

自由な掛金設定

月2万円～6万7千円
の範囲で選択可能
（1千円単位）

政 策 支 援

認定農業者など要件を
満たす方は国から保険
料助成

◇終身年金で安心

- ・年金は生涯受給可能
- ・80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金を遺族の方に支給

◇お問い合わせ先

詳しい内容・加入手続きは

→鳥取市農業委員会事務局 または 最寄りのJA窓口 まで

農業委員及び農地利用

最適化推進委員の募集について

農業委員会は、農地利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を中心に、農地法に基づく農地の売買や貸借、農地転用など農地に関する事務を執行する行政委員会として設置されています。

農業委員会を構成する農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和8年7月に改選期を迎えることから、次のとおり募集を行います。

1. 要件

●農業委員

農業に関する見識を有し、農業委員会の所掌事務（農地の売買や賃借、転用などの許認可、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など）を適切に行うことができる人。

●農地利用最適化推進委員

担当地域において、農地利用の

最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に熱意と見識を有する人。

2. 募集人数（予定定数）・任期・報酬

●農業委員 19名

（地域別の定数は設けません）

任期…令和8年7月20日～

令和11年7月19日まで

報酬…月額27,000円

●農地利用最適化推進委員 48名

（14地域）

任期…委嘱日

（令和8年7月20日以降）

令和11年7月19日まで

報酬…月額27,000円

3. 募集期間

令和8年2月2日（月）～

3月2日（月）まで

【募集期限必着】

4. 応募方法

● 本人の同意を得て農協、自治会、会社などの各組織・各団体または個人による推薦

● 自らによる応募

5. 応募に必要な書類の入手先

〔募集期間中限り〕

● 農政企画課、農業委員会事務局、各総合支所、各農協支店の窓口

● 鳥取市公式ウェブサイトからダウンロード可能

6. 書類の提出先・問合せ先

◇ 農業委員に関して

農政企画課

〒680-8571

鳥取市幸町71（本庁舎4階）

☎ 0857-30-8302

FAX 0857-20-3947

◇ 農地利用最適化推進委員に関して

農業委員会事務局

〒680-8571

鳥取市幸町71（本庁舎4階）

☎ 0857-30-8482

FAX 0857-20-3043

全国農業新聞の購読をぜひ！



- ・発行日：毎週金曜日
- ・購読料：月額700円
- ・申し込み：農業委員会事務局

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する専門紙です。農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに扱っています。紙面はオールカラーの8ページとなっており、一般紙と併せて読む併読紙としてお勧めです。是非一度購読ください。

編集後記

今夏の記録的な猛暑や少雨といった困難な状況の中、農家のみなさんの努力により黄金色に色づいた稲穂が広がる田んぼの風景に秋の気配を感じる今日この頃です。この春に農業委員会事務局に配属となり、あつという間に季節は秋になりましたが、まだまだ学ぶことばかりです。皆さまとともに地域農業の未来を考え、行動できる委員会でありたいと考えていますので、今後ともよろしく願っています。

（農業委員会だより編集担当）